

(質問)

全損、大半損、小半損、一部損とは、どのような損害の程度をいうのですか。

(回答)

建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、次の基準にしたがって、次のとおり行います。

	主要構造部の 損害額	消失又は流失した 床面積	床上浸水
全損	建物の時価の50%以上の 場合	建物の床面積の70% 以上の場合	
大半損	建物の時価の40%以上 50%未満の場合	建物の床面積の50% 以上70%未満の場合	
小半損	建物の時価の20%以上 40%未満の場合	建物の床面積の20% 以上50%未満の場合	
一部損	建物の時価の3%以上 20%未満の場合		建物が床上浸水又は地 盤面から45cmを超える 浸水を受け損害が生じ た場合で、当該建物が全 損・大半損・小半損・一 部損に至らないとき

地震保険でいう主要構造部とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げられている「構造耐力上主要な部分」をいいます。

地震等による地すべり、山崩れ、崖崩れなどによる急迫した危険が生じたため、居住用建物が居住不能(一時的な場合を除く)になったときは、これを建物の全損とみなします。

区分所有建物(分譲マンション等)の場合、次のように認定されます。

建物：専有部分と共用部分それぞれの部分ごとには行なわず建物全体で認定します。ただし、専有部分について建物全体より損害程度が高い場合には、当該専有部分について別途認定します。

家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行ないます。

家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」は、その損害の程度に応じて次のように認定されます。

全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター

電話番号 0570-022808